

## 伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（案）

## （設置）

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第6号に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という）を策定し、又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 懇談会は、共生ビジョンの策定又は変更に関することについて協議する。

## （組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者

（3）前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## （庶務）

第7条 懇談会の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

## （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

## （任期の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定に

かかわらず、平成30年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇談会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。